

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律 新旧対照表

国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）

て同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

（資本金）

第六条（略）

2～6（略）

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第三十一条第一項各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。

（役員）

第十条（略）

2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

3 機構に、役員として、第二十三条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）及び第二十七条第二項に規定する助成資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）を担当する理事（以下「運用業務担当理事」という。）（一人を置く。）

4 機構に、運用業務担当理事のほか、役員として、理事四人以内を置くことができる。

整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

（資本金）

第六条（略）

2～6（略）

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文献に係る第十八条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。

（役員）

第十条（略）

（新設）

（新設）

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(役員)の職務及び権限等)

第十一條 理事(運用業務担当理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2| 運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3| 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

(削る)

4| 監事は、通則法第十九条第九項の規定に基づき理事長又は文部科学大臣に寄託金運用業務等に係る意見を提出したときは、遅滞なく、運用・監視委員会にその旨を報告しなければならない。

(運用業務担当理事の任命の特例)

第十二條 運用業務担当理事は、通則法第二十條第四項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

2| 理事長は、前項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、通則法第二十條第五項の規定は、適用しない。

第十三條 (略)

(役員)の欠格条項の特例)

第十四條 (略)

(理事)の職務及び権限等)

第十一條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(新設)

2| 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3| 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(新設)

(新設)

第十二條 (略)

(役員)の欠格条項の特例)

第十三條 (略)

第十五条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一・二 (略)

三 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（次号において「金融事業者」という。）であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十六条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第十五条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第十四条及び第十五条」とする。

（理事長及び理事の禁止行為）

第十七条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、寄託金運用業務等に関する契約を機構に締結させること。

第十四条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

第十五条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第十四条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第十三条及び第十四条」とする。

(新設)

二 機構に、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を取得させ、又は寄託金運用業務等に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようになせること。

(役員及び職員秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同条第十二号に掲げる業務(同条第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。)に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十九条 (略)

第三章 運用・監視委員会

(運用・監視委員会の設置及び権限)

第二十条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。

2 第一号から第三号までに掲げるものうち寄託金運用業務等に関する事項及び第四号に掲げるものについては、運用・監視委員会の議を経なければならぬ。

一 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書

二 通則法第三十五条の五第一項に規定する中長期計画

三 通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

四 第二十九条第一項に規定する基本方針

3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。

(役員及び職員秘密保持義務)

第十六条 機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十七条 (略)

(新設)

(新設)

4 運用・監視委員会は、前二項に定めるもののほか、寄託金運用業務等
に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要
と認める事項について理事長に建議することができる。

(運用・監視委員会の組織)

第二十一条 運用・監視委員会は、運用・監視委員五人以内をもって組織
する。

(新設)

(運用・監視委員)

第二十二条 運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他
の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有
する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(新設)

2 運用・監視委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は
、前任者の残任期間とする。

3 運用・監視委員は、再任されることができる。

4 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定
めるものを除く。）のほか、第十五条第三号又は第四号に該当する者は
、運用・監視委員となることができない。

5 第十八条及び第十九条並びに通則法第二十一条の四並びに第二十三条
第一項及び第二項の規定は、運用・監視委員について準用する。この場
合において、同条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それ
ぞれ」とあるのは「文部科学大臣は、」と、同条第一項中「前条」とあ
るのは「国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十二条第四項」と読
み替えるものとする。

第四章 業務

第三章 業務等

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〜四 (略)

五 国立大学法人から寄託された業務上の余剰金(第二十六条及び第四十二条第三号において「国立大学寄託金」という。)の運用を行うこと。

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

七〜十二 (略)

第二十四条 (略)

(基金の設置等)

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び第三十一条第三項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(国立大学寄託金の運用)

第二十六条 国立大学寄託金の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証

(業務の範囲)

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

五〜十 (略)

第十八条の二 (略)

(基金の設置等)

第十八条の三 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十八条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び次条第二項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(新設)

- 券（有価証券に係る標準物）（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第五号において「標準物」という。）を含む。）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）（の売買）（デリバティブ取引）（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第八号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）
- 二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）
- 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約）（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。）であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。）にあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
- イ 前二号及び次号から第八号までに掲げる方法
- ロ コール資金の貸付け又は手形の割引
- 四 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 五 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）（の取得又は付与）（第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）
- 六 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買

契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。()の売買(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

七 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。()の取得又は付与(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

八 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるもの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

(助成勘定に属する資金の運用)

第二十七条 機構は、第二十三条第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。()に係る勘定(以下「助成勘定」という。()に属する資金を運用するに当たつては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

2 助成勘定に属する資金の運用(以下「助成資金運用」という。()については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

(助成資金運用の基本指針)

第二十八条 文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(以下「基本指針」という。()を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(新設)

(新設)

- 一 助成資金運用に関する基本的な方針
- 二 助成資金運用における資産の構成の目標に関する基本的な事項
- 三 助成資金運用に必要な資金の調達に関する基本的な事項
- 四 助成資金運用に関し、機構が遵守すべき基本的な事項
- 五 その他助成資金運用に関する重要事項

(助成資金運用の基本方針等)

第二十九条 機構は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 | 文部科学大臣は、前項に規定する基本方針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 助成資金運用の長期的な観点からの安全かつ効率的な実施に資するものであること。

二 基本指針に照らし適切なものであること。

三 この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものでないこと。

3 | 機構は、第一項の認可を受けた基本方針に従って、助成資金運用を行わなければならない。

4 | 機構は、第二十六条第三号に掲げる方法により助成資金運用を行う場合においては、当該運用に関する信託契約及び投資一任契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の認可を受けた基本方針の趣旨に沿って契約を履行すべきことを、文部科学省令で定めるところにより、示さなければならない。

5 | 文部科学大臣は、第一項の認可をした基本方針が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その基本方針を変更すべきこと

(新設)

を命ずることができる。

6| 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その基本方針を公表しなければならない。

(特に必要がある場合の文部科学大臣の要求)

第三十条 文部科学大臣は、助成資金運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、助成資金運用の方法の見直しその他の必要な措置をとることを求めることができる。

2| 機構は、文部科学大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 寄託金運用業務

二 助成業務

三 文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)(のうち政令で定めるもの)以下「文献情報提供業務」という。

四 前三号に掲げる業務以外の業務

2| 寄託金運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第二十七条の規定を準用する。

3| 機構は、第二十五条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(新設)

(新設)

(区分経理)

第十九条 機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文献情報提供勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2| 機構は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

い。

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十二条 寄託金運用業務に係る勘定(次項において「寄託金運用勘定」という。)については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

2| 機構は、寄託金運用勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の寄託金運用業務の財源に充てなければならない。

3| 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第六号に掲げる業務の財源に充てることができる。

(削る)

4| 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における同項に規定する積立金

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十条 (新設)

(新設)

1| 機構は、文献情報提供勘定以外の一般の勘定(以下「一般勘定」という。)において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十八条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。)の財源に充てることができる。

2| 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

として整理することができる。

5| 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6| 文献情報提供業務に係る勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

7| 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第六号に掲げる業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、「第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8| 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第六号」とあるのは「前条第一項第四号」と、「第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9| (略)

(長期借入金及び科学技術振興機構債券)

第三十二条 機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2| 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4| 文献情報提供勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5| 第一項から第三項までの規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）」とあるのは「文献情報提供業務」と読み替えるものとする。

(新設)

6| (略)

(新設)

3| 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4| 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5| 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6| 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十五条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第六章 雑則

（財務大臣との協議）

第三十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（新設）

（新設）

第四章 雑則

（新設）

一 第二十六条第二号の規定による指定をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定により基本指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。

三 第二十九条第一項、第三十三条第一項若しくは第四項又は前条の認可をしようとするとき。

四 第三十二条第三項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）又は第四項の承認をしようとするとき。

第三十七条（略）

（機構の解散時における残余財産の分配等）

第三十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第三十一条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2・3（略）

第三十九条（略）

（削る）

第四十条（略）

第七章 罰則

第四十一条 第十八条（第二十二条第五項において準用する場合を含む）

第二十一条（略）

（機構の解散時における残余財産の分配等）

第二十二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2・3（略）

第二十三条（略）

第二十四条 削除

第二十五条（略）

第五章 罰則

第二十六条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万

（）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 三 第二十六条各号に掲げる方法以外の方法により国立大学寄託金、助成勘定に属する資金又は寄託金運用業務に係る業務上の余剰金を運用したとき。

第四十三条 (略)

附則

(持分の払戻しの禁止の特例)

第五条の二 附則第三条第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額(附則第四条第二項の規定により払戻しを受けた者の持分に係る出資額を除く。)(については、当該政府以外の者は、機構に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律)令和三年法律第二号。次項において「改正法」という。(の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができなくなる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する改正法の施行の日における文献情報提供勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において

円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
 - 二 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (新設)

第二十八条 (略)

附則

(革新的新技術研究開発基金)

第五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)(により交付される補助金により、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金)以下「革新的新技術研究開発基金」という。(を設けるものとする。

2 革新的新技術研究開発基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、革新的新技術研究開発基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)(の規定は、革新的新技術研究開発基金の運用について準用する。この場合に

て、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

3| 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第三項中「機構の成立の日」とあるのは、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）の施行の日」と読み替えるものとする。

（財政融資資金の機構への運用に関する特例）

第五条の三 財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下この条において同じ。）は、令和三年度から令和五十二年までの間において、同法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が借入れをする場合における機構に対する貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

2| 財政融資資金は、令和三年度から令和五十二年までの間において、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が発行する機構債券に運用することができる。

3| 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により機構債券に運用される財政融資資金は、令和五十二年までの間に償還するものとする。

4| 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金がある場合には、第二十八条第二項第三号中「事項」とあるのは「事項（財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（第二条の財政融資資金をいう。第三十五条において同じ。）の確実な償還のために必要な事項を含む。）」と、第三十五条中「償還計画」とあるのは「償還計画（財政融資資金による貸付け又は引受け、応募若しくは買入れに係る借入金又は機構債券

において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4| 機構は、革新的新技術研究開発基金を廃止する場合において、革新的新技術研究開発基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（業務方法書）

第五条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項に規定する業務（革新的新技術研究開発基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

2| 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

の償還期限、償還期限を繰り上げて償還する予定がある場合にはその旨
その他財政融資資金を確実に償還するための計画を含む。」とする。
5) 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規
定により機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期
運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定
の適用については、機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定す
る法人とみなす。

(削る)

(削る)

(削る)

(中長期目標及び中長期計画)

第五条の四 文部科学大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により
、中長期目標(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)(を定め
、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長
に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴か
なければならぬ。

2 文部科学大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計
画(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)(の認可をしよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合
科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。

(区分経理)

第五条の五 機構は、革新的新技術研究開発業務については、特別の勘定
を設けて経理しなければならない。

(国会への報告等)

第五条の六 機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報
告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し
なければならない。

(削る)

2 | 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(過料)

第五条の七 附則第五条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して革新的新技術研究開発基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

改正後

現行

（独立行政法人通則法の規定の準用）

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一条第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標管理法に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法役員」とあるのは「国立大学法人等役員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一条第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標管理法に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法役員」とあるのは「国立大学法人等役員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------------------	-----	-----------	-----	---------

(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------------------	-----	-----------	-----	---------

(略)	第四十七条	第四十六条第二項
(略)	次の方法	(略)
(略)	次の方法(国立大学 法人にあつては、次 の方法及び国立研究 開発法人科学技術振 興機構への寄託)	(略)

(略)	(新設)	第四十六条第二項
(略)	(新設)	(略)
(略)	(新設)	(略)

改正後	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）<u>第二十三条第一号</u>、<u>第三号</u>（同条第一号に係る部分に限る。）、<u>第八号イ又は第十号</u>に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十九～三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三（略）</p> <p>2～19（略）</p> <p>20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人科学技術振興機構法<u>第二十三条第一号</u>、<u>第三号</u>（同条第一号に係る部分に限る。）、<u>第八号イ又は第十号</u>に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）<u>第十八条第一号</u>、<u>第三号</u>（同条第一号に係る部分に限る。）、<u>第六号イ又は第八号</u>に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十九～三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三（略）</p> <p>2～19（略）</p> <p>20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人科学技術振興機構法<u>第十八条第一号</u>、<u>第三号</u>（同条第一号に係る部分に限る。）、<u>第六号イ又は第八号</u>に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>

21
} 33
(略)

21
} 33
(略)

改正後	現行
<p>（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）</p> <p>第九条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百五十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第二十三条において同じ。）」を削る。</p> <p>第四条中「（人文科学のみに係るものを除く。）」を削る。</p> <p>第十三条中「二年」を「当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）」に改める。</p> <p>附則</p> <p>（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期（補欠の理事の任期を含む。）については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）</p> <p>第九条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百五十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）」を削る。</p> <p>第四条中「（人文科学のみに係るものを除く。）」を削る。</p> <p>第十二条中「二年」を「当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）」に改める。</p> <p>附則</p> <p>（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期（補欠の理事の任期を含む。）については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>